

令和6年度生活支援特別給付金のご案内

令和6年度個人住民税の所得割が新たに非課税（定額減税適用前）となった世帯を対象に給付金を支給します。さらに対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯にこども加算給付を支給します。

次のいずれかに該当する世帯は対象外になります。

- ・令和5年度に住民税非課税世帯給付金（7万円）または住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）の支給対象となった世帯（受給した世帯または当該世帯の世帯主を含む世帯）
- ・他の自治体で同趣旨の給付金を受給した世帯
- ・世帯全員が住民税課税者の扶養になっている世帯
- ・世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるにもかかわらず住民税未申告である方がいる世帯

	新たな非課税等世帯給付	こども加算給付
支給対象	令和6年6月3日時点で香美町に住民登録があり、令和6年度住民税非課税者又は住民税均等割のみ課税者で構成される世帯	新たな非課税等世帯給付の対象となる世帯のうち、18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）がいる世帯
支給額	1世帯あたり 10万円	児童1人あたり 5万円 (世帯主に対象児童分を合算して支給します。)

↓ 給付金を受給するためには、手続きが必要です。 ↓

給付金を受け取るための手続き	・ <u>確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上で返信用封筒で返送してください。</u>
	<p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか ③世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか <p>※本人確認書類の写し、振込先口座を確認できる書類の写しなどを添付していただく場合があります。</p>

お問合せ先

【手続きに関すること】	福祉課	☎	0796-36-1964
【税金に関すること】	税務課	☎	0796-36-1113



生活支援特別支援給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに香美町福祉課か最寄りの警察、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

香美町では、スマートフォンやパソコンを使って行うオンライン申請（ファストパス）は行っておりません。

- 受付期間 令和6年7月1日（月）～ 令和6年9月30日（月）【消印有効】
- 提出先 役場福祉課または各地域局（郵送可）
- 支給日 確認書または申請書等の受付審査後、随時支給します。